

新潟市告示第 2 9 5 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、露店市場使用料及び露店市場出店許可証交付手数料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 9 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 巻観光協会

所在地 新潟市西蒲区巻甲 2 6 9 0 番地 1

- 2 徴収事務を行わせる歳入

使用料及び手数料

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

- 4 徴収事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

- 5 徴収事務を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで